

平成21年10月支給分の公的年金から 個人住民税を天引きする制度が始まります

個人住民税の年金天引きについてのQ & A

Q 個人住民税の年金天引き（年金特別徴収）とはどういう制度ですか？

A 年金所得に係る個人住民税を年金から天引きで納付する制度です。

これまで年金所得に係る個人住民税は、給与からの天引き（給与特別徴収）か、普通徴収（窓口納付又は口座振替）で納めるようになっていました。これからは、65歳以上の方の公的年金所得に対する所得割と均等割が天引き（特別徴収）の対象となります。

Q 個人住民税が年金天引きされる年金は、どういう年金ですか？

- A
1. 国民年金法による老齢基礎年金
 2. 旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金
 3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金または特例老齢年金
 4. 旧船員保険法による老齢年金または通算老齢年金
 5. 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金（厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するもの）
 6. 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金（上記5以外のもの）
 7. 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金または通算退職年金
 8. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
 9. 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金

介護保険料が徴収されている年金から個人住民税も徴収することになります。ただし、介護保険料が個人住民税非課税年金（障害年金、遺族年金）から徴収されている場合などは、普通徴収（納付書や口座振替）となります。

Q 個人住民税の年金天引き（年金特別徴収）によって税負担に増減はないのですか？

A ありません。

この制度は、年金所得に係る徴収方法の変更であって、税額計算の変更ではありませんので、税負担に増減はありません。

Q 個人住民税の年金天引きは本人の意志により選択することができますか？

A 本人の意志による選択は認められておりません。

地方税法により「公的年金等所得に係る個人住民税については年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、

Q 年金所得に係る個人住民税はどのように徴収するのですか？

A 平成21年度は年金天引き（特別徴収）初年度となりますので、6月と9月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降は年金天引き（特別徴収）に切り替わります。

問い合わせ先 役場財政課税務係（内線216・217）